



お知らせ

教育委員会教育課

社会教育係からのお知らせ

「令和7年剣淵町二十歳を祝う会」の挙行に係る町外在住者の出席希望調査について」

剣淵町では毎年1月に「剣淵町二十歳を祝う会」を挙行しています。

本調査は、進学・就職・結婚等で剣淵町外に転出された方を対象に、令和7年1月の剣淵町二十歳を祝う会に出席を希望される方を把握するために実施します。

つきましては、お子様が本町の二十歳を祝う会への参加を希望される場合、10月18日(金)までに教育委員会教育課社会教育係までご連絡をお願いします。

詳細については、自治会を通じ回覧(9月26日配布)しました文書をご覧いただくか、教育委員会教育課社会教育係までお問い合わせください。

【二十歳を祝う会の日程】

▼日時

令和7年1月12日(日)

午後2時から

▼場所

剣淵町民センター1階大集会室

▼対象者

平成16年4月2日から

平成17年4月1日までの間に

生まれた方

◇お問い合わせ先

教育委員会教育課社会教育係

☎ 26-9025

FAX 34-2530

消防からのお知らせ

「秋の全道火災予防運動について」

令和6年10月15日から10月31日まで秋の全道火災予防運動期間です。秋は空気が乾燥し、火災が起りやすい季節となりますので、火の取扱いや不始末には十分気を付けましょう。

また、冬の到来を前にストーブや煙突の掃除を行い、火災だけでなく不完全燃焼による一酸化炭素中毒などの事故を起こさないようにしましょう。

農業を営む方がもみ殻・豆殻や稲わら等を焼却する場合、消防署が届出を知らなければ、住民からの119番通報により火災と間違えて消防隊が出動する場合があります。

す。そのため、これらの行為を実施する方は事前に消防署に届出をする必要があります。

なお、野外における廃棄物焼却行為については一部の例外を除き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。

届出方法については、電話又は届出様式(火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書)により、消防署剣淵支署へ提出してください。

▼届出を必要とする行為

この届出は、消防機関が実施状況を把握するため火災予防条例で義務付けられています。

- ① 農業を営むためにやむを得ない野焼きをするような場合
- ② その他著しく煙、火炎等が出るような作業等をする場合

(例) どんと焼・キャンプファイヤー等

▼火入れにあたる注意事項

- ① 夜間の火入れは行わないこと。
 - ② 飛び火の警戒及び残火処理(完全消火)を確実に行うこと。
 - ③ 焼却中は消火器等の準備をする
- とともに、現場を離れないこと。
- ④ 付近の住民に迷惑のかからないように行うこと。

- ⑤ 一度に多量の焼却はしないこと。
- ⑥ 煙などが交通障害のおそれのある場合は、その措置を講ずること。

- ⑦ 気象の変化には、十分に注意し危険と思われるときは速やかに中止すること。

◇届出及びお問い合わせ先

消防署剣淵支署

☎ 34-2132

FAX 34-3800

※強風時や乾燥注意報・火災警報が発令されている場合は焼却できません。

※消防への届出は、焼却等の行為を許可するものではありません。

※様式は消防署剣淵支署での受け取り又は士別地方消防事務組合のホームページからダウンロードしてください。

▼士別地方消防事務組合ホームページ

<http://shibetsu119.com>



住所の表示板の設置及び
届出について

平成17年10月1日から全町を対象とした字名改正、地番改正並びに市街地区の住居表示が実施され、新しい住所に変わっています。

各戸に住所の表示板の取付けを行っています。住居の変更や家を新築した等の理由で表示板の取付けがない、又は取付け後に紛失若しくは破損した場合はご連絡ください。

町が表示板を作成し、取り付けます。

市街地区（西町、緑町、仲町、元町の市街地域）は、国が定める住居表示の法律に基づいて、町が別に定める条例等により住所を付しています。

建物を新築や改築、取壊し等を行った場合には、この建物に関する届出（建物及びその他の工作物新築等住居番号付定・変更・廃止届出・申出書）をしなければなりません。

詳しくは総務課企画財務広報グループへご確認ください。

◇届出及びお問い合わせ先

総務課企画財務広報グループ

☎26-9021

自衛隊旭川地方協力本部から
自衛官募集についてのお知らせ

自衛官候補生(男子・女子)

応募資格	18歳以上 33歳未満 (令和7年4月1日現在)
受付期間	受付中～令和6年10月31日(木)締切 ※11月以降の試験も随時受け付けております。
試験日	令和6年11月10日(日)・11日(月) ※いずれかの1日を指定できます。
会場	細部受付時にお知らせいたします。

◇お問い合わせ先

自衛隊旭川地方協力本部名寄出張所

☎01654-2-3921

防災一口メモ「地震災害への備え」

いつ、どこで起こるかわからない地震による災害は、「強い揺れに起因するもの」、「津波」、「火災」の大きく3つに大別されます。

気象庁では、これらのうち地震による強い揺れが来ると予想されるときには「緊急地震速報」を、津波による災害の発生が予想されるときには「津波警報」を発表して被害の防止や軽減に努めています。

ただし、「緊急地震速報」を発表してから強い揺れが到達するまでの時間は、数秒から長くても数十秒程度と極めて短く、震源に近いところでは、原理上速報が間に合いません。突然襲ってくる強い揺れから身を守るためには、家屋の補強や耐震化、家具の固定や転倒・落下防止対策、寝室や居間などの安全なスペースの確保などの防災対策が重要です。

また、「津波警報」は地震発生から約3分で発表されますが、震源が陸地に近い場合、津波の襲来に間に合わない可能性があります。

海岸付近で大きな揺れや周期の長い揺れを感じたら、「津波警報」

を待つことなく、いち早く避難することが大切です。

そして、火災の初期対応は大きな揺れがおさまってから行いましょう。大規模な地震が発生した場合には、火災が同時に多くの場所で発生するおそれもありますので、避難も想定して非常持ち出し品を準備しておきましょう。実際に避難する場合にはブレーカーを落として、通電火災対策も忘れないようにしましょう。

地震災害に対しては、気象庁の発表する防災気象情報の活用だけでなく、平時のうちの備えが重要です。お住まいの地域の地震の災害リスクを知っておくとともに、ハザードマップなどで周辺の状況や避難の経路・場所を確認することに加え、家族や近隣の方々と連絡手段なども話しあっておきましょう。

◇お問い合わせ先

旭川地方気象台

☎0166-32-7102



お知らせ

名寄道税事務所からのお知らせ

「不正軽油防止強化月間」です！
不正軽油は「作らない」
「売らない」「使わない」

10月は「不正軽油防止強化月間」です。

不正軽油に関する情報については、次のような情報を「不正軽油ストップ110番（☎0800-8002-110）」又は名寄道税事務所までお知らせください。

▼不正軽油とは

軽油引取税の脱税を目的に、許可なく軽油に灯油などを混ぜた「混合軽油」や軽油以外の石油製品を原料として軽油を製造する「製造軽油」などが「不正軽油」です。

▼こんな時は連絡を！

- ①あやしい業者が燃料の売り込みをしている。
- ②灯油や重油をトラックなどの燃料に使っているようだ。
- ③不審な施設（場所）にタンクローリーが入り込んでいる。

◇お問い合わせ先

名寄道税事務所

☎01654-2-4148

北海道労働局から

北海道最低賃金改定のお知らせ

北海道内の事業所で働くすべての労働者（会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人）及びその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

▼最低賃金額

1,010円（時間額）

▼効力発生年月日

令和6年10月1日

※最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。

※最低賃金以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

※特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」「鉄鋼業」「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」等で働く方には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

◇お問い合わせ先

北海道労働局労働基準部賃金室
最低賃金係

☎011-709-2311

市町村振興協会からのお知らせ

1等・前後賞合わせて5億円の『ハロウィンジャンボ宝くじ』と1等・前後賞合わせて5,000万円の『ハロウィンジャンボミニ』が同時発売中です。

2つの「ハロウィンジャンボ」合わせて100万円以上の当せん本数は4,000本以上！

売り場でもネットでも購入できます。発売は10月17日（木）まで！



おくやみ

次のうごきは、8月9日から9月17日までに届け出のあったものです。



藤本町	三浦 進さん（77歳）
仲 町	廣富大記雄さん（82歳）
西原町	児島 美代さん（100歳）
西 町	金澤 正浩さん（84歳）
元 町	漢 和子さん（83歳）



ご結婚

元 町	石川 柊 さん
名寄市	三浦 佳穂 さん



感謝の窓

☆次の方から社会福祉協議会にご寄付をいただきました。厚くお礼申し上げます。

【生前のご厚志に感謝して】

5万円	藤本町	三浦津恵子 様
10万円	西原町	児島 晴行 様
10万円	西 町	金澤 頼子 様
10万円	仲 町	廣富久美子 様

☆次の方から剣淵町に絵画を寄贈いただきました。厚くお礼申し上げます。

絵画1点（四辻 一郎作）

札幌市 千田タミ子 様